

# 用途廃止施設等利活用事業に係る 公募型プロポーザル実施要項

令和 8 年 2 月  
能登町 企画財政課

## 1. 趣旨

能登町（以下「町」という。）では、公共施設等個別施設計画に基づき、将来のまちづくりという観点から、「公共施設マネジメント」を推進しています。

この募集要項は、行政財産としての用途は廃止となったものの、民間事業者などのアイデアやノウハウを活用することで利活用を図ることのできる施設について、「能登町プロポーザル手続実施要綱」及び「能登町用途廃止施設等の利活用に係る基本方針」に基づき、地域の活性化につながる利活用の提案募集を行う際に必要な事項を定めるものです。

## 2. 用途廃止施設等利活用事業の概要

### （1）事業概要

用途廃止施設等利活用事業（以下、「本事業」という。）は、民間事業者等から町が保有する普通財産に関する提案を求め、公共施設マネジメントの取組の推進に貢献すると認められる提案を選定し、施設及び土地（以下、「施設等」という。）の貸付を行うものです。

なお、施設管理の観点から、施設の部分貸付は原則行いません。ただし、管理する上で支障がなく、複数の団体が共同して施設全体を借りる場合や、完全に施設が分れており、管理が分離できる場合は、協議によりその利活用を判断するものとします。

### （2）事業提案を募集する用途廃止施設

旧能登広域勤労青少年ホーム（能登町字宇出津ウ字1010番1）

※ 施設概要については別紙のとおり

### （3）貸付期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

### （4）貸付料及びその他費用負担

① 施設等の貸付料は、能登町財産条例第14条の規定に基づき算定した額とします。

年額 1,718,130円

※ 令和7年の評価額等により算出しておりますので、若干変動する場合があります。

② 以下の費用については、借受者の負担とします。

ア. 光熱水費等の維持管理に係る費用

イ. 施設等及び設備の補修、改修に係る費用

ウ. 消防用設備等の保守点検に係る費用

### （5）選定方法

公募型プロポーザル方式とします。

### 3. 参加資格

本プロポーザルに参加を希望する者は、次の要件をすべて満たしていることが必要です。

- ① 能登町内に住所を有する個人または能登町内に主たる事業所を有する事業者であること。
- ② 法人、団体もしくは個人が提案した事業を自ら実施すること。なお、複数の法人・個人が共同で提案する場合は、施設の管理に責任を持つことができる代表法人・代表者を定めることとする。
- ③ 次の項目のいずれにも該当しないもの。なお、法人・団体の場合は役員等がいずれも該当しないこと。

- ア) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者。
  - イ) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条に基づく再生手続き開始の申し立てがなされている者。ただし、更生計画認可決定又は再生計画認可決定がなされている場合はこの限りでない。
  - ウ) 国税、都道府県税及び市町村民税の滞納がある者。
- エ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団、又は同条第 6 号に規定する暴力団員（能登町暴力団排除条例（平成 24 年 3 月 16 日条例第 2 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員）
- オ) 能登町建設工事等請負業者の指名停止に関する要綱（平成 17 年能登町告示第 13 号）に基づく入札参加指名停止の措置の対象となっている者。
- カ) 法令等に基づく営業停止命令又は業務停止命令を受けている者。

### 4. スケジュール

内 容	日 程
募集の開始	令和 8 年 2 月 2 日（月）
参加申込書提出〆切	令和 8 年 2 月 18 日（水）午後 5 時必着
提案書等提出〆切	令和 8 年 2 月 25 日（水）午後 5 時必着
プレゼンテーション	令和 8 年 3 月 4 日（水）午前 10 時～
審査結果通知	令和 8 年 3 月 11 日（水）
契約締結	令和 8 年 4 月～

※ スケジュールは予定であり、町の都合により変更がある場合があります。

## 5. 提出書類

本事業について提案を行う者（以下、「提案者」という。）は、下表に掲げる書類を下記提出先に、郵送または持参により提出してください。

町ホームページより、関係書類をダウンロードして入手してください。

能登町ホームページアドレス <https://www.town.noto.lg.jp/>

### ◆ 提案内容に関する書類

名 称	書 式 等	提出部数
利活用参加申込書	様式1	1部
利活用申請書	様式2	1部
利活用計画書	様式4	1部
その他事業説明資料	任意様式（10枚程度）	1部
地域との合意形成同意書	任意様式 ※建物が立地する町会・区長会で必ず説明を行い、地域の合意を得てください。	1部

### ◆ 提案者に関する書類

名 称	書 式 等	提出部数
事業者概要書	様式3	1部
定款の写し	任意様式	1部
誓約書	様式5	1部
直近1年間の財務諸表	貸借対照表、損益計算書等 提案者の経営状況等がわかる書類。	1部

### ◆ 提出先

能登町役場 企画財政課

## 6. 審査等

### （1）審査方法

全ての提出書類の内容に基づいて、総合的に審査します。なお、審査は非公開とします。

## (2) 優先交渉権者の選定

町の職員で構成する審査委員会において、下記「(3) 審査基準」に基づき総合的に審査し、各参加者の順位を決定し、第1位の参加者を優先交渉権者とし、次順位の参加者を次点交渉権者として選定します。なお、参加者が1者の場合は、総評価点が70点以上であれば、第1位の優先交渉者とみなします。

## (3) 審査基準（配点は100点満点とする）

評価項目			配点
提案内容	1	事業目的・内容の明確化	実施する事業の目的や実施内容が明確かつ、アピールしたいことが明確になっているか。
	2	地域活性化につながる魅力的な事業	令和6年能登半島地震・奥能登豪雨からの復興に向けて、地域のにぎわい創出が期待できる魅力的な事業であるか。
	3	地域への配慮	周辺環境への配慮の方法が明確に記載された内容となっているか。
	4	実現可能性	企画内容について実現可能性がある内容となっているか。
実施体制 計画	5	スケジュール	現実性のあるスケジュールが提案されているか。
	6	実施体制	責任者の配置、スタッフ体制、危機管理体制が明確に記載されているか。

## (4) 審査結果の通知

審査結果については、令和8年3月11日（水）に全ての提案者に対し電子メールにて通知し、町ホームページに公表します。

## (5) 選定方法

公募型プロポーザル方式とします。

< 提案書等の提出・問合せ先 >

〒927-0492

石川県鳳珠郡能登町字宇出津ト字 50 番地 1

能登町役場 企画財政課

電話:0768-62-8535 FAX:0768-62-4506

電子メール:kikakuzaisei▲town.noto.lg.jp

（セキュリティ上、▲を@と読み替えること）